

「南相馬市教育の大綱」の策定方針（案）

1 趣旨

「南相馬市教育の大綱（以下「大綱」という。）」の対象とする期間（令和2年度～令和5年度）が令和5年度で終了となることから、本策定方針を定めるものです。

2 策定方針(案)

令和5年度に策定を予定する「**南相馬市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）**」をもって大綱に代えることとし、対象とする期間も、教育振興基本計画に合わせるものとします。

【参考】（平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知から抜粋）
「地方公共団体において、教育基本第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、**地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。**」

3 理由

- 教育振興基本計画が、教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育の振興に関する施策の根本となる基本理念や基本目標を定めるものであること。
- 教育振興基本計画は、学校教育分野、生涯学習・スポーツ分野、文化分野、幼児教育分野における具体的な施策等を示すものであること。
- 上記2点を踏まえ、南相馬市第三次総合計画との整合性を図り、教育振興基本計画が策定されるものであること。

4 大綱と教育振興基本計画の関係

項目	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3	教育基本法第17条第2項
策定義務	義務付け	努力義務
策定主体	地方公共団体の長（総合教育会議で教育委員会と協議）	地方公共団体
内容（※）	地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画
計画期間	8年間（教育振興基本計画同様）	8年間（基準等なし）

※いずれも「教育基本法第17条第1項」に規定する基本的な方針・国の教育振興基本計画を参酌。

5 今後の対応

- 教育振興基本計画における目標や施策の根本となる方針の部分を大綱に該当すると位置付けるため、総合教育会議において教育委員会と協議・調整を行う。

6 今後の予定

時 期	大 綱	教育振興基本計画
令和5年8月	○第1回総合教育会議 ・大綱の策定方針（案）を協議	○第2回策定委員会 ・計画（素案）の策定
9月	—	○第3回策定委員会 ・計画（素案）の策定
11月	○第2回総合教育会議 ・計画（素案）を協議	○企画調整会議・庁議 ・計画（素案）を公表する件を付議
12月	—	○パブリックコメント手続
令和6年1月	○第3回総合教育会議 ・計画（案）を協議	○企画調整会議・庁議 ○教育委員会定例会 ・計画を定める件を付議
3月	—	○計画策定・冊子発行・配布

以上